

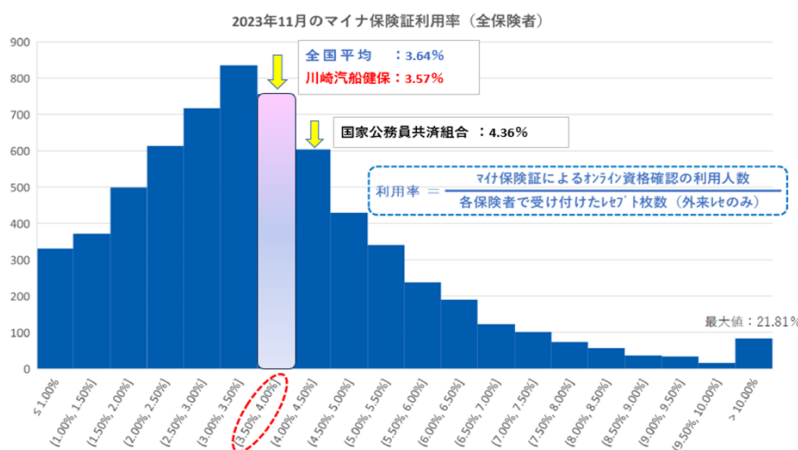
マイナ保険証の利用について
～ご確認のうえ、利用促進にご協力をお願いします～

ご既承のとおり、昨年12月の政令公布により、本年12月2日以降現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

本年12月2日以降、現行保険証が最長1年間は使用可能とされますが、一方で、これに先行して、昨年来マイナンバーカードと保険証が一体化した『マイナ保険証』の利用環境の整備が拡充しており、厚生労働省より医療保険者（健康保険組合）に対して、マイナ保険証利用状況の連絡（把握）と共に利用促進（利用率向上）への協力依頼がなされております。

【マイナ保険証利用状況（昨年11月の利用率）】

全国平均の利用率は、3.64%と極めて低調。当健保組合は、3.57%と全国平均とほぼ同水準帯に位置している。



政府・厚生省は、利用率向上に対するインセンティブを検討しているが、その目標は50%超と現状から大きく乖離している。

【マイナ保険証利用によるメリット】（添付厚生省リフレットご参照）

- ① 医療費を20円節約できる ② より良い医療を受けることができる ③ 手続き無しで高額医療の限度額を超える支払を免除

【マイナ保険証利用を阻害する要因（一般的な推定）】

- マイナンバーカード取得自体が任意
- マイナンバーカード取得手続き並びにマイナ保険証利用登録（手続き）が煩雑
- 全ての医療機関でのマイナ保険証利用可能が確認（担保）されているものではない
（マイナ保険証利用不可の医療機関で現行保健証不提示により10割負担となる懸念）
- 必ずしも医療機関側が積極的・能動的にマイナ保険証利用を促進しているものではない
（医療機関側での非積極的姿勢に抛り利用者側に非効率な対応が求められる懸念）
- マイナンバーカードの外出時携帯・紛失に対する懸念

【当健保組合からのマイナ保険証使用促進に対するご協力のお願い】

マイナンバーカードの取得・マイナ保険証登録並びに利用を強いるものではありません。

前述のメリット及び推定阻害要因をご理解された上で、可能な限りマイナ保険証利用促進にご協力願います。

通院中の医療機関、或いはかかりつけ医におけるマイナ保険証利用可否を予めご確認の上、ご利用頂ければ幸甚です。

添付）厚生労働省リフレット

以 上

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare